

No. 132(2013/10)

CLS BANK INTERNATIONAL v. ALICE 事件
フェデラルサーキット 2013 年 5 月 10 日大法廷判決
～「リスク管理契約の定式化及び取引に関する方法及び装置」に係る特許の特許適格性が争われた事例～

弁理士 相田義明

1 はじめに

本稿で取り上げる事案は、米国の CLS Bank International (CLS) と豪州の Alice Corporation (Alice) との間で「リスク管理契約の定式化及び取引に関する方法及び装置」(Methods and apparatus relating to the formulation and trading of risk management contracts) に係る特許の特許適格性 (subject matter eligibility) が争われた首記事件である¹。

本件の特許クレームには、方法クレーム、記録媒体クレーム、システムクレームが含まれていたが、原審は、*Bilski* 連邦最高裁判決 (2010.6.28) の規範に基づき、いずれのクレームについても特許適格性を否定した (2011.3.9)。これに対し、フェデラルサーキットは、2対1で原審の判断を覆し、いずれのクレームについても特許適格性を肯定した (2012.7.9)。しかし、CLS による審理の申立てを受け、大法廷 (en banc) で再審理することとなった。

本件では、方法クレーム (process claim)、記録媒体クレーム (storage medium claim)、システムクレーム (system claim) について、フェデラルサーキットが、*Bilski* 連邦最高裁判決の規範を具体的にどのように適用するのが注目されていた。

フェデラルサーキット大法廷は、方法クレーム及び記録媒体クレームについては、7対3で特許適格性を否定し、システムクレームについては、5対5で、特許適格性を否定した。結果的に、原審の判断が維持されたものの、意見が割れ、*Lourie* 判事の意見は多数意

¹ 評釈に、村尾治亮、木嶋望「コンピュータ関連発明について抽象的なアイデアに当たり無効とした原審判決を維持した CLS 事件 CAFC 大法廷判決」NBL、No.1003(2013.6.15)4 頁がある。

見となることができなかつたため、先例拘束性のない判決となった² (判決文はわずか7行)。長官の Rader 判事による「補足的考察」が付されている。Newman 判事は、この判決により特許適格性の判断は更に混迷を深めることになったと述べている。判決の直後、米国特許商標庁は、実務に変更ない旨の告示を出した。

	Rader	Newman	Lourie	<i>Linn</i>	Dyk	<i>Prost</i>	Moore	<i>O'Malley</i>	Rayna	Wallach
方法	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×
媒体	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×
システム	○	○	×	○	×	×	○	○	×	×

[斜字は、フェデラルサーキット1次判決の裁判体]

なお、1か月後の6月13日には、遺伝子配列の特許適格性が問われた *Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc.* 事件の連邦最高裁判決が出された (特許適格性を否定)。この判決についても、簡単に紹介する。(10頁)

・・・以下目次・・・

- 2 事件の経緯と特許の内容
- 3 大法廷で判断を求められた事項³
- 4 大法廷判決の概要
- 5 検討

(参考) *Association for Molecular Pathology v. Myriad Genetics, Inc.* 事件
連邦最高裁 2013 年 6 月 13 日判決

(以上全 12 ページ)

² 本件の大法廷判決に対し Alice 側は、上告受理申立をしたようである。

<http://www.managingip.com/Article/3252195/Managing-Patents-Archive/Alice-appeals-to-Supreme-Court-on-Section-101.html>

³ これらの争点につき各団体から寄せられた Amicus brief については、次を参照 (合衆国政府からも出されている)。<http://www.groklaw.net/articlebasic.php?story=20121230021614863>